

議案第80号

備前市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

備前市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年8月31日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市個人情報保護条例の一部を改正する条例

備前市個人情報保護条例(平成17年備前市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第25条第4項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第80号参考資料
備前市個人情報保護条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(開示等の実施)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 実施機関は、第23条第1項の規定により、自己情報の訂正、削除又は目的的外利用等の中止をすることを決定したときは、速やかに当該自己情報を訂正し、削除し、又は目的的外利用等を中止しなければならない。この場合において、実施機関は、請求者及び当該自己情報の目的的外利用等をしているもの(情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報提供者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p>	<p>(開示等の実施)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 実施機関は、第23条第1項の規定により、自己情報の訂正、削除又は目的的外利用等の中止をすることを決定したときは、速やかに当該自己情報を訂正し、削除し、又は目的的外利用等を中止しなければならない。この場合において、実施機関は、請求者及び当該自己情報の目的的外利用等をしているもの(情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報提供者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p>